

令和7年度 秋田市地域おこし協力隊募集要項
～「移住定住コーディネーター」～

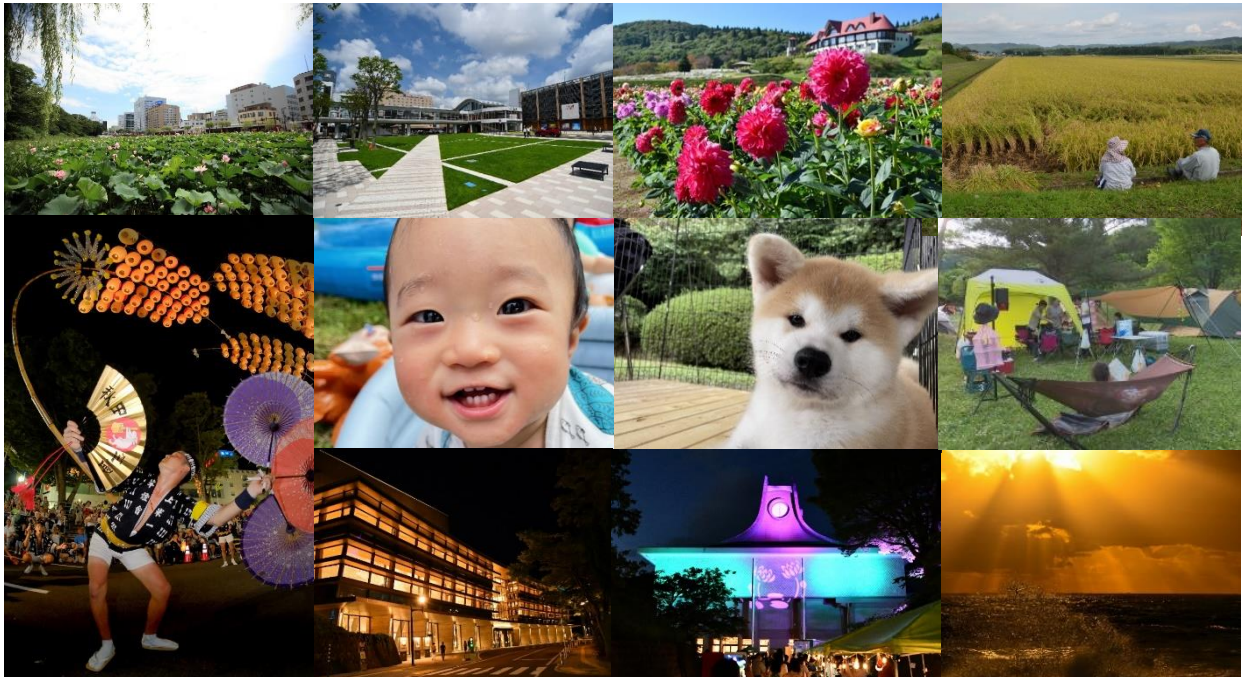


秋田市は、人口約30万人の県庁所在地であり、北東北最大規模の都市です。

交通の利便性も良く、新幹線や飛行機で東京・大阪・札幌・名古屋などにもダイレクトにアクセスできます。商業施設、医療、大学などのインフラやサービスも整い、市街地から車を20分程走らせれば、山や海などの大自然があり、キャンプやウインタースポーツなども楽しめます。

中心市街地の「秋田市文化創造館」ではマルシェやワークショップが開催され、若者や移住者が活躍する場が増えています。子育て・教育環境も充実し、子どもの学力は全国トップクラス。

秋田市では、“あきた市暮らし”の魅力や良さを多くの人に知ってもらい、移住を後押しする取組を進めています。これまでの経験や市外居住者の視点を生かして「移住定住コーディネーター」として活動を行う地域おこし協力隊を募集します。秋田市で暮らしながら、活動してみませんか？



1 募集の目的

コロナ禍を経て、働き方や生活様式が多様化したことに伴い「地方で暮らす」ことの意義が見直され、ふるさと回帰や地方移住への関心が高まっています。

こうしたトレンドを追い風に、本市では、地域おこし協力隊（移住定住コーディネーター）が企画・運営する移住相談ツアーや移住体験住宅の利用が増加しています。また、首都圏に本市独自に移住相談センターを開設するなど、相談から移住までワンストップの相談体制を整えたことにより、移住者数は増加傾向にある一方、若者を中心とした転出超過（社会減）や出生数の減少・死亡数の増加（自然減）が続いており、将来を担う若者が住み続けたい、いずれは帰ってきたいと思える『まちづくり』を進めていく必要があります。そこで、これまでの経験や市外在住者の視点を生かして活動を行う地域おこし協力隊を募集します。

2 募集人員

移住定住コーディネーター（地域おこし協力隊） 1名

3 業務内容

- (1) 移住希望者からの相談対応
- (2) “あきた市暮らし”の魅力発掘、取材および情報発信（SNS等）
- (3) 移住体験住宅の利用促進に向けた取組
- (4) 移住相談ツアーの企画および実施
- (5) 移住者交流会の企画および開催
- (6) 移住専用ポータルサイト「AKITANOSU」の運営
- (7) 移住後の定住支援（ネットワークづくり等）
- (8) 活動に必要な研修の受講等

4 応募要件

次のいずれにも該当する方が対象となります。

- (1) 三大都市圏や都市地域等（過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない地域）に居住している方で、採用後に秋田市の住民となり生活拠点を置くことができる方。採用される前にすでに秋田市の住民となっている方および秋田市に居住の実態がある方は対象となりません。

※詳細は、総務省「地域おこし協力隊」のホームページに掲載されている「特別交付税措置に係る地域要件確認票」の秋田県秋田市の欄をご覧ください。

- (2) 地域活性化に意欲があり、地域住民とともに積極的に活動ができる方
- (3) 心身ともに健康である方
- (4) 普通自動車運転免許を有し、日常的な運転に支障のない方
- (5) パソコンの基本操作（ワード、エクセル、パワーポイント等）ができるほか、SNS等の活用在意欲的に取り組める方
- (6) 活動終了時に起業又は就業して秋田市に定住する意欲のある方
- (7) 地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない方

5 活動条件等

活動場所	主に秋田市内全域（移住関連イベント等で首都圏等への出張あり）
採用形態	秋田市地域おこし協力隊員として委嘱します（雇用契約は結ばない）
採用期間	令和7年度は、令和7年10月1日以降から令和8年3月31日まで ※採用開始日は相談に応じます（委嘱後3月の間は、条件付き採用期間とします） ※翌年度以降の委嘱については、市と隊員が協議の上、決定するものとし、委嘱の最長期間は3年とします。ただし、産前産後又は、育児のために活動を中断する期間が必要と認められるときは、3年に当該期間を加えた期間とします。
活動日数	月15日以上を目安とする。
報償費	月額208,300円～307,300円 月末締翌月払（21日支給） ※月額については、職歴等を勘案した上で決定し、合格者に対し合格通知と併せて通知します
社会保険等	市県民税、国民健康保険税などの税金および介護保険料、年金保険料は隊員自身が納付するものとします。なお、市の負担で、活動中の傷病に備え、傷害保険を付保します。
住居	賃借する場合、市は隊員に月50,000円を上限に住宅手当を支給します。なお、敷金、礼金および火災保険等の初期費用は自己負担とします。
市が用意するもの	・車両 活動車両（公用車）を利用できます。ただし、私用での利用は不可とします。 ※なお、自宅から市役所までの往復にかかる交通費は隊員の負担とします。 ・備品等 (1) 必要に応じ、パソコン、デジタルカメラ等を用意し、貸与 (2) 活動に必要な消耗品、名刺作成および健康診断の受診に係る費用等 (3) 県外での研修、移住関連イベント等への参加経費（予算の範囲内）
活動報告等	・毎週水曜日までに、翌週の活動内容および前週の活動報告を市に提出する。なお、電子メールによる提出も可とします。
その他	・他の職やアルバイト等への従事制限はありません。ただし、協力隊活動に支障のない範囲内とする。 ・委嘱更新の参考とするため、毎年度2回活動評価を行います。 ・活動条件等については、活動開始前に「確認書」を取り交わすこととします。

6 応募方法等

(1) 募集期間

令和7年4月7日（月）から7月25日（金）まで（必着）

(2) 提出書類

以下アからエを、秋田市企画財政部人口減少・移住定住対策課へ電子申請または郵送により提出してください。なお、応募書類は返却いたしません。また、提出された個人情報については、本募集および採用のみに使用し、その他の用途には使用しません。

ア 秋田市地域おこし協力隊応募申込書

イ 履歴書（写真貼付）

ウ 住民票の写し（申込み前3か月以内に取得したもの） ※コピーも可とします。

エ 運転免許証のコピー

(3) お問い合わせ先・提出先

電子申請の場合は、



【URL : <https://www.city.akita.lg.jp/iju-teiju/1012756/1045905.html>】にアクセスし、サイト内の「応募用フォーム」をクリックしてください。

※右のコードを読み込むと上記URLのサイトにアクセスできます。

〒010-8560

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市企画財政部人口減少・移住定住対策課 移住定住担当 宛

電 話 018-888-5487

FAX 018-888-5488

メール ro-plpo@city.akita.lg.jp

7 選考

(1) 書類審査

提出された応募申込書等に基づき、応募要件を満たしているか、秋田市地域おこし協力隊としての適性を有しているかを審査し、結果については、各応募者に書面で通知します。

また、書類審査通過者には、併せて面接審査の日時と場所をお知らせします。

(2) 面接審査

書類審査通過者には、オンラインおよび対面で面接審査を行います。

ア 一次面接審査（オンライン）

日時 令和7年8月1日（金）又は2日（土）

イ 二次面接審査（対面）

日時 令和7年8月中旬

場所 東京都千代田区

(3) 隊員の決定

面接審査により候補者を決定し、活動開始日について候補者と協議の上、決定します。

8 その他

(1) 健康診断書の提出

隊員の候補者として決定した方には、指定の健康診断書を提出していただきます。なお、健康診断に係る費用は自己負担となります。

(2) 応募に係る費用

応募に係る経費（書類郵送費用、面接時の交通費など）はすべて応募者の負担となります。

9 スケジュール（予定）

令和7年4月 7日（月） 募集開始（相談および応募受付開始）

7月25日（金） 応募締め切り

29日（火） 書面審査結果通知（書面）

8月 1日（金）

又は2日（土） 第一次面接審査（オンライン）

8月 中旬 第二次面接審査

下旬 結果通知

10月 1日（水） 委嘱、委嘱状交付式